

## 平成 28 年度決算「経営比較分析表」(水道・下水道事業)の公表要領

### 1 経営指標による分析の意義

各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

このようなことから、経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、今後の見通しや課題への対応に活用することは、大きな意義があると考えております。

この「経営比較分析表」による経営分析を通じて、各公営企業では、「経営戦略」の策定や抜本的な改革の検討等において有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明にも活用できるものと考えております。

### 2 「経営比較分析表」を公表する対象事業

- (1) 水道事業（上水道事業（用水供給事業を含む。）及び簡易水道事業）
- (2) 下水道事業

### 3 経営指標

「経営指標の概要」のとおり。

### 4 比較分析について

- (1) 「経営比較分析表」に掲載する数値

「経営比較分析表」には、「経営指標の概要」で挙げた経営指標について、決算状況調査の数値等から抽出した下記のアからウの数値を、それぞれに示した方法により表示します。

ア 当該団体値（過去5か年度分）：棒グラフにより表示

イ 類似団体平均値（過去5か年度分）：折れ線グラフにより表示

ウ 全国平均（当該年度分）：【 】内に表示

なお、「経営比較分析表」の表頭部分には、以下の数値を掲載します。

掲載項目	説明
類似団体区分	「事業別同規模団体区分」のとおり
管理者の情報	管理者を設置している場合、当該管理者の職歴について記載
資金不足比率(%)	当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率
自己資本構成比率(%)	当該年度決算に基づく、負債資本合計に対する自己資本（資本に繰延収益を加えたもの）の割合 ( (資本+繰延収益) / 負債資本合計 )
普及率(%)	当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在給水人口（又は処理区域内人口）の割合 ( 現在給水人口 (処理区域内人口) / 行政区域内人口 )

<b>有収率 (%)</b>	当該年度決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収水量 (年間有収水量/汚水処理水量) (下水道事業のみ表示)
<b>1 か月 20 m<sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)</b>	当該年度決算に基づく、1 か月 20 m <sup>3</sup> 当たり家庭料金
<b>人口 (人)</b>	当該地方公共団体の平成 29 年 1 月 1 日住民基本台帳人口
<b>面積 (km<sup>2</sup>)</b>	国土地理院が実施する平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調に基づき、当該地方公共団体の面積
<b>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</b>	人口/面積
<b>現在給水人口 (人)</b>	当該年度決算に基づく、現に給水をしている年度末人口 (水道事業のみ表示)
<b>処理区域内人口 (人)</b>	当該年度決算に基づく、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末人口 (下水道事業のみ表示)
<b>給水区域面積 (km<sup>2</sup>)</b>	現に給水している給水区域の面積 (水道事業のみ表示)
<b>処理区域面積 (km<sup>2</sup>)</b>	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積 (下水道事業のみ表示)
<b>給水人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</b>	現在給水人口/給水区域面積 (水道事業のみ表示)
<b>処理区域内人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</b>	現在処理区域内人口/処理区域面積 (下水道事業のみ表示)

## (2) 各公営企業における分析

分析欄には、経営指標の概要を参考に、経年比較や類似団体比較により各公営企業の現状やその背景について分析したコメントを、各公営企業において記載しています。

また、全体総括欄には、経営の健全性・効率性及び老朽化の状況の分析結果に基づき、個々の改善事項のほか、経営戦略の策定・見直しや、都道府県・近隣市町村との情報共有・連携強化を含めた、今後の改善に向けた取組等を記載しています。

## 5 公表について

### ○ 都道府県・政令市等

総務省においてとりまとめ、総務省 HP にて直接掲載します。

### ○ 市町村等

各都道府県市町村担当課がとりまとめの上、各都道府県の HP に直接掲載します。

総務省は、総務省 HP から各都道府県の HP にリンクさせます。

なお、各公営企業においても自らの HP に掲載することとなっています。